

学校再開のための具体的な取組について
(5月13日現在)

日光市立今市中学校

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）」及び政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日）」、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）」や「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（令和2年5月1日）」に基づき、本校における具体的な取組について以下に示すこととする。

＜基本的な感染症対策の実施＞

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つ

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

3) 抵抗力を高める

免疫力を高めため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
(文部科学省令和2年3月24日)」からの抜粋

1 学校再開における留意事項

(1) 集団感染のリスクを回避するために、次の3つの対応を実施する。

①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

③手洗いを徹底し、近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える。

(2) 登校前の検温を徹底するなど、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合には自宅で休養するよう指導する。

(3) 生徒の健康管理等については、家庭と連絡を密にする。

(4) 部活動を実施する場合には、感染防止の措置を十分に講じた上で行う。

2 具体的な取組

(1) 集団感染のリスクを回避するために、次の3つの対応を確実に実施する。

①換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。

- ・教室等のこまめな換気を実施する。
- ・朝の会前、授業中及び休み時間には必ず窓を開けて換気する。
- ・換気にあたり、2方向の窓を同時に開ける。
- ・その際、衣服等による温度調節にも配慮する。

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする。

- ・学年集会を実施する場合は、密集を回避するために体育館等を使用する。
- ・移動については、少人数ずつにするなど工夫する。
- ・学年集会の際は、密集しないように生徒間の距離を十分に保ち、内容を精選し、時間短縮で行う。また、こまめに換気をする。放送での集会も検討する。

③手洗いを徹底し、近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える。

- ・ハンカチ等を携行させ、教職員の指導の下に、手洗いを徹底させる。
- ・飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクの装着を指導する。
- ・マスクを忘れた場合は配付する。ただし、学校の保管数が減ってきた場合は、実費を徴収することも考慮する。

※ 市販のマスクを購入できない場合は、手作りマスクで対応することができる。手作りマスクの作成方法については、文部科学省HP「子どもの学び応援サイト」に掲載している。縫製をしなくても、ハンカチとヘアゴムだけで簡単に作ることができる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.htm

(2) 登校前の検温を徹底するなど、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合には自宅で休養するよう指導する。

①「健康観察カード」を毎朝、昇降口で待機する学年担当職員に提出させ、生徒の健康状態を把握する。

- ・保護者が生徒の体温、体調の様子及び部活動の参加について記入する。
- ・検温を忘れた生徒は、昇降口で体温計を使って検温させる。

② 健康観察を行い、風邪症状の有無を確認する。

- ・発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合は別室で待機させ、自宅に連絡をし早退させる。保健室で一時的に寝かせるなどの対応はとらず、直ちに早退となることを保護者に周知する。
- ・保護者の判断で学校を休ませる場合は、「欠席」扱いとはせず、「出席停止」扱いとする。

(3) 生徒の健康管理等については、家庭と連絡を密にする。

①「健康観察カード」等を使って緊密に連携を図る。

②生徒の状況を的確に把握し、教育相談等の実施や心の教室相談員やスクールカウンセラーによる支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。

(4) 部活動を実施する場合には、感染防止の措置を十分に講じた上で行う。

①臨時休業において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備

運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意する。

- ②生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ③ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ④ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ⑤活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠する。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。
- ⑥部活動の活動時間は、次のとおりとする。

- ・ 6月1日（月）～6月7日（日）部活動を中止する。
- ・ 6月8日（月）～6月14日（日）活動時間を1時間以内とする。
※ この期間中の土・日曜日の部活動は中止する。
- ・ 6月15日（月）～6月21日（日）活動時間を1時間30分以内とする。
※ この期間中の土・日曜日の練習は2時間程度とする。
- ・ 6月22日（月）～ 通常の活動時間とする。
※ 平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。

⑦中体連主催事業（強化練習会等）や練習試合等については、次の期間は中止する。

- ・ 4月13日（月）～6月7日（日）
※ 「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（第3報）
（県中体連令和2年4月8日）」

（5）その他

①日課

- ・ 約1か月の臨時休業後の学校再開であることから、生徒が学校生活に適応するためには、十分な時間が必要であると考え。生徒の心と体の健康安全のために、6月1日（月）～当分の間は特別C日課（清掃後、帰りの会先）で対応する。

② 学級活動

- ・ 保健指導を徹底する。
感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」について、学校再開当初の学級活動で指導する。

- ・ 人権教育の充実を図る。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識の基に、発達段階に応じて、偏見

や差別について指導する。

③ 学習指導

- ・臨時休業に伴い、生徒は授業を十分に受けることができなかったことから、3月～5月の学習内容については、令和2年度の教育課程内での授業で補充する。
- ・補充を行うに当たり、生徒の負担を考慮しながら、過度な家庭学習を課すことのないよう留意する。
- ・プラタナタイムを充実させる。（学習指導と学年担当で方向性を検討する）

④ 学校給食

- ・給食開始はC日課に合わせ当面の間12時20分とする。
- ・給食前は、手洗いを十分に行い、消毒液を使用する。
- ・グループではなく、前を向いて食べる。

⑤ 清掃

- ・帰りの会で「さよなら」の後、学級の3分の1程度の人数で、教室・廊下・トイレ・水場・昇降口等を当番制にてして行う。（学年で清掃場所を割り振る）
- ・教室、廊下等は窓を開け、密集を避け無言清掃で取り組ませる。

⑥ 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備

- ・教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に生徒が手に触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、放課後、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

⑦ その他

- ・朝、学年職員が担当階を巡回し、トイレ点灯・教室等の窓開けを行う。トイレは点灯したままにしておき清掃後消灯する。教室電灯、黒板消し等の共用部分は可能な限り職員が担当する。
- ・職員会議で、本内容について共通理解を図る。
- ・保護者に対して、本校の取組等について文書及びHP等で周知する。
- ・教員は出勤前に検温し、風邪等の症状がある場合は出勤しない。
- ・上記の対応については、今後の状況により変更することもある。